

# 「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練の在り方に関する検討会」

## 1. 趣旨

障害者校では、一般の職業能力開発校や障害者委託訓練での受け入れが困難な「職業訓練上特別な支援を要する障害者」（以下「特別支援障害者」という。）を重点的に受け入れて職業訓練を実施してきているが、求職障害者の増加、障害程度の重度化・多様化、職業訓練の指導技法や訓練環境等の変化に伴い、職業訓練上必要とされる特別な支援内容、その必要性の高い障害者の範囲も変化している状況にあることから、特別支援障害者の職業訓練の在り方に関して再検討を行うことが必要となっている。

他方、障害者の権利に関する条約において、「障害者が差別なしにかつ他の者と平等に職業訓練の機会を与えられることを確保するために合理的配慮が提供されること」等を旨とする内容が定められている。これまでも障害者校では訓練生への職業訓練上の配慮は行われてきているが、「合理的配慮の提供」という新たな概念の下にその実態を把握し、職業訓練上必要となる特別な支援との関係を整理することも必要となっている。

このため、検討会を開催し、障害者の職業訓練上必要とされる特別な支援に関し、「合理的配慮の提供」に着目しつつ、その実態を把握・検証した上で、特別支援障害者の範囲、及び特別支援障害者の受入れに伴う課題と対応方針等について検討を行う。

## 2. 検討事項

- (1) 障害者への職業訓練上必要とされる合理的配慮の提供と特別な支援について
- (2) 特別支援障害者の範囲について
- (3) 特別支援障害者の受入れに伴う課題と対応方針について

## 3. 参集者

(五十音順・敬称略。 ◎ 座長。)

岡谷 和典	国立中央障害者職業能力開発校	職業訓練部訓練第三課長
奥野 保一	国立大阪障害者職業能力開発校	訓練指導課長
小野 康子	千葉県立障害者高等技術専門校	訓練第一課長
◎ 佐藤 宏	元(独)雇用・能力開発機構職業能力開発総合大学校	教授
水口 雅弘	国立吉備高原障害者職業能力開発校	職業訓練部長
山元 貴信	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	リハビリテーション部指導課

## 4. 開催日程

- 第1回(平成24年11月21日) 障害者校における特別支援障害者の受入状況事例発表(東京障害者職業能力開発校、福岡障害者職業能力開発校)
- 第2回(平成24年12月5日) 検討課題と論点に関する議論
- 第1回調査(平成24年12月~1月) 合理的配慮の提供についての現状把握に関する調査の実施
- 第3回(平成25年 2月7日) 職業訓練上必要とされる合理的配慮と特別な支援の内容についての類型別整理
- 第2回調査(平成25年2月) 特別支援障害者の範囲の評価に関する調査の実施
- 第4回(平成25年 3月5日) 特別支援障害者の範囲の検討
- 第5回(平成25年 3月25日) 報告書(案)の検討

# 職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練の在り方に関する検討会 報告書（概要）

平成25年4月

- ◆ 障害者校では、一般の職業能力開発校や障害者委託訓練での受け入れが困難な「職業訓練上特別な支援を要する障害者」（以下「特別支援障害者」という。）を重点的に受け入れて職業訓練を実施してきているが、求職障害者の増加、障害の重度化・多様化、職業訓練技法や訓練環境等の変化に伴い、職業訓練上必要とされる特別な支援内容、その必要性の高い障害者の範囲も変化しているため、特別支援障害者の範囲について再検討を行うことが必要となっている。
- ◆ 他方、障害者の権利に関する条約において、職業訓練機会を与えられることを確保するために合理的配慮が提供されることを旨とする内容が定められている。「合理的配慮の提供」という新たな概念の下に、障害者校における実態を把握し、職業訓練上必要となる特別な支援との関係を整理することも必要となっている。
- ◆ このため、当検討会では、障害者の職業訓練上必要とされる特別な支援に関し、「合理的配慮の提供」に着目しつつ、その実態を把握・検証した上で、特別支援障害者の範囲の見直し、職業訓練上の特別な支援内容、及び特別支援障害者の職業訓練の今後の在り方について検討を行い取りまとめたので、以下のとおり報告する。

## I 特別支援障害者の範囲の再検討

当検討会では、障害者校が特に積極的に受入れ、重点的に支援を行うべき特別支援障害者の範囲について、障害者校の実態を把握するための調査（「障害者職業能力開発校における入校選考状況調査（平成23年度）」、「障害者職業能力開発校における障害別の入校・修了・就職状況調査（平成23年度）」、「特別支援障害者の要件に該当する障害種別・程度別に関するアンケート調査」、「職業訓練上特別な支援を要する障害者に関する状況把握調査」）を実施した上で、①訓練生に対する支援・配慮の内容、②障害者校における訓練生の受入状況、③職業訓練上の課題、④施策の継続性等を総合的に勘案して、障害種別・程度別に検討を行っている。

この検討結果を踏まえ、特別支援障害者の範囲を以下のとおり見直すことを提言する。

### 「特別支援障害者」の範囲（提言）

- ・ 視覚障害者1級・2級の者
- ・ 上肢障害1級の者
- ・ 脳性まひによる上肢機能障害1級・2級の者
- ・ 2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者
- ・ 体幹障害1級・2級であって、特に配慮を必要とする者
- ・ 重度知的障害者
- ・ 知的障害及び身体障害の重複障害であって、特に配慮を必要とする者
- ・ 精神障害者
- ・ 発達障害者
- ・ 高次脳機能障害者

## ※ 特別支援障害者についての基本的考え方

平成 19 年の検討会において、今後障害者校が重点的に職業訓練を実施すべき対象者を特別支援障害者と位置づけ、特別支援障害者に該当する要件を整理した上で、その具体的範囲を、①障害者校における訓練生の受入状況、②訓練生に対する支援・配慮の内容、③職業訓練上の課題等を総合的に勘案して決定している。

### 「特別支援障害者」の要件

- ・ 一般的な集合訓練の実施に難しい面があり、障害の態様に応じた個別対応を特に要する障害者
- ・ 障害の態様に応じた職業訓練に関わる技法・経験がまだ十分蓄積されておらず、新たな技能習得ノウハウの開発・試行等の対応を要する障害者
- ・ 特別な支援を要する障害者に対して適切に対応できる精神科医など外部の専門家や支援者等（障害者校において一般的に配置されていない者）との継続的な連携・協力を要する障害者

### 「特別支援障害者」の範囲（現行）

- ・ 視覚障害 1 級・2 級の者
- ・ 上肢障害（脳性まひによる上肢機能障害を含む）1 級の者
- ・ 2 級以上の両上肢機能障害及び 2 級以上の両下肢機能障害を重複する者
- ・ 3 級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び 3 級以上の脳性まひによる移動機能障害を重複する者
- ・ 体幹障害 1 級・2 級であって、特に配慮を必要とする者
- ・ 精神障害者
- ・ 発達障害者
- ・ 高次脳機能障害者

## Ⅱ 職業訓練上の合理的配慮の提供に関する検討

### 1 職業訓練上の合理的配慮に関する概念整理

当検討会では、障害者権利条約の理念を踏まえて、障害者校における障害のある訓練生の職業訓練上の配慮を、「職業訓練上の合理的配慮」という新たな概念の下、以下のとおり整理を行っている。

#### (1) 障害者校における職業訓練上の合理的配慮の定義

障害者が、他の者と平等に職業訓練を効果的に利用することを可能とする権利を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

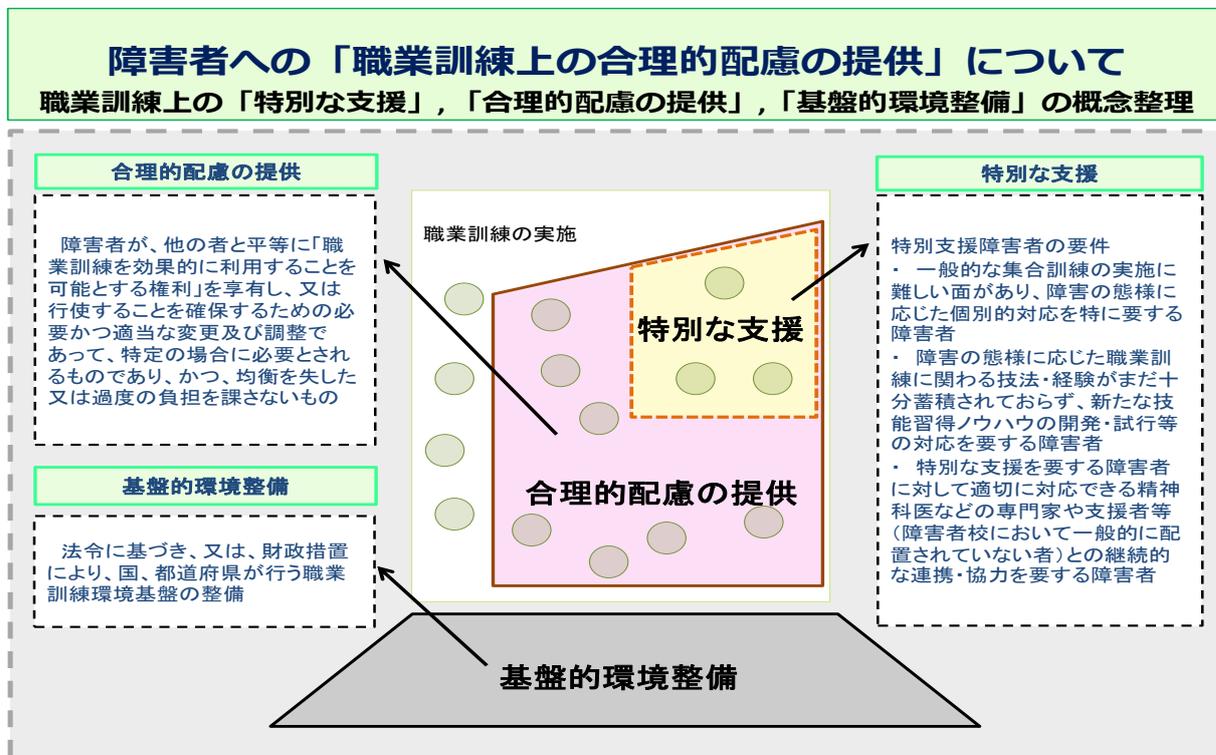
#### (2) 障害者校における職業訓練上の合理的配慮の提供

各障害者校における合理的配慮の提供については、各障害者校の設置者及び障害者校が、各障害者校が置かれている基盤的環境整備を基に、障害のある訓練生の個別の状況に応じて対応するもの。その際、均衡を失した又は過度の負担については、体制面、財政面をも勘案して、個別に判断されるもの。

なお、障害者校における職業訓練の実施に当たっては、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、訓練環境の整備を行う必要があり、これらの環境整備は、合理的配慮の提供のために必要となる基礎的環境整備と位置づけられるもの。

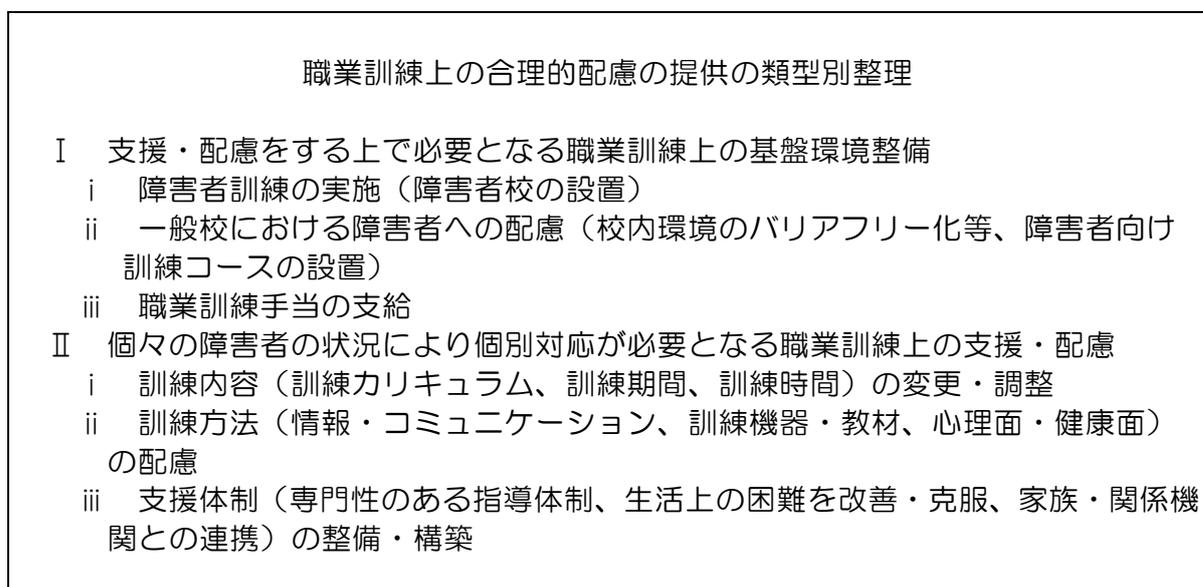
(3) 障害者校における特別な支援と合理的配慮の提供との関係整理

職業訓練上の特別な支援は、概念上、合理的配慮の提供に包含されるものであり、その内容は、障害者校で行われている配慮（支援）の中で、配慮（支援）に係る関与時間がより必要なもの、かつ、支援難度がより高度なものとして位置づけられるもの。



## 2 職業訓練上の合理的配慮の提供の類型別整理

当検討会では、障害者校における職業訓練上の合理的配慮の提供についての実態を把握するため、「訓練生に対する支援・配慮事項調査」を実施し、下記の類型別整理により障害種別に整理を行っている。



### Ⅲ 特別支援障害者の職業訓練の今後の在り方について

求職障害者の増加、障害程度の重度化・多様化する中で、障害者に対する職業訓練を専門的に行う障害者校においては、特別支援障害者の受入れを積極的に推進し、職業訓練を実施するにあたって障害特性に配慮したきめ細かな対応が求められている。

こうした状況を踏まえ、当検討会では、今後、取り組むべき課題とその対応策として以下の項目を提言する。

#### 1 障害者校における特別支援障害者の受入れの促進

障害者校においては、地域における障害者の職業能力開発を担う機関として、当検討会で見直しを提言した特別支援障害者の受入れを促進するために、これら障害者の職業訓練ノウハウを蓄積する必要がある。

このため、特別支援障害者向け専門コースの設置、訓練カリキュラムの見直し、職業訓練指導員の指導技法等の向上、外部専門家の活用等により、引き続き障害特性に配慮した職業訓練を実施していくことが重要である。

#### 2 受入れに必要な指導技法等の開発

特別支援障害者の受入れに当たっては、個々の障害者の態様に応じたきめ細かな支援・配慮が求められ、そのための訓練ノウハウの開発が不可欠である。

国立機構営校では、特別支援障害者を重点的に受入れ先導的な訓練を実施し、指導技法等の開発・普及を行っているが、引き続き、特別支援障害者の指導技法やノウハウを開発し、他の障害者校に普及することが必要である。

#### 3 各障害者校における具体的な支援・配慮の推進

障害者校における訓練実施に当たっての訓練生に対する支援・配慮事項について、今回、その実態を把握するための調査を実施したが、このような各障害者校における具体的な支援・配慮事項について、各障害者校が障害特性に配慮したきめ細かな職業訓練を推進することが重要である。

#### 4 基盤環境整備の推進

特別支援障害者への職業訓練の実施に当たっては、障害者校における基盤的環境整備がどれくらいできているかにより、支援・配慮の方法・内容も違ってくるという関係がある。

より一層効果的な職業訓練を実施するためには、施設・設備の整備が必要な場合も多いことから、予算の範囲内で計画的な整備を進めることが必要である。

#### 5 障害者校の運営に係る予算配分のインセンティブの付与

特別支援障害者の受入れを奨励するため、平成 21 年度から国立県営障害者校に対する運営委託費について、予算配分上、インセンティブを付与するため、一定の配慮を実施しているが、特別支援障害者の受入れ拡大に効果的であると考えられることから、引き続き、実施することが必要である。